

(設備運営条件：なぎさ保育園)

項目	基準	申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
欠格事項	児童福祉法第34条の15第3項第4号規定項目	欠格事項に該当しない	宣誓書	○	児童福祉法第34条の15第3項第4号
定員	19人以下	19人	申請書	○	局長通知
連携施設	連携施設を適正に確保すること。	連携施設確保あり。	実施計画書	○	条例第6条附則第4条
非常災害	非常災害に必要な設備を設ける。非常災害対応計画を策定する。毎月1回避難訓練を行う。	月1回以上避難訓練を行う。危険等発生時対処要領の作成。	重要事項説明書 実施計画書	○	条例第7条
衛生管理	設備・食器及び飲料水の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じている。	衛生管理マニュアル、感染症対応マニュアルを作成。	実施計画書	○	条例第14条
食事	食事の提供は、事業所内で調理する方法によらなければならない。	自園調理を行う。	実施計画書	○	条例第15条
	献立は、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	栄養・アレルギー除去食等、嘱託医の指導のもと、献立を作成。	実施計画書	○	条例第15条
	食品の種類及び調理方法は入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮している。	子どもの発達に応じ、離乳を進めながら、幼児食への移行を図る。	保育計画	○	条例第15条
	調理はあらかじめ作成された献立にしたがって行う。	嘱託医の指導のもと、献立を作成。	実施計画書	○	条例第15条
健康診断	特に食事を調理する者の健康診断を、綿密な注意を払って行う。	衛生管理マニュアルを遵守する。	実施計画書	○	条例第17条
	利用乳幼児の定期健康診断を、利用開始時、少なくとも年2回行う。	健康診断を定期的に実施。保健(健康)衛生マニュアルを作成。	実施計画書	○	条例第17条

項目	基準	申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
内部の規定	事業の運営についての重要事項に関する規定を定めている。	重要事項説明書を作成している。	重要事項説明書	○	条例第18条
秘密保持	職員(退職後も)は業務上知り得た情報を漏らすことがないように必要な措置を講じている。	児童福祉法及び国のガイドラインを遵守する。	実施計画書	○	条例第20条
苦情対応	苦情に迅速に対応するため、必要な措置を講じている。	苦情対応のための体制を整備している。	実施計画書	○	条例第21条
設備の基準 ※現地確認(実測確認)は2月15日実施予定。	採光、照明及び換気設備を有すること。	照明器具、換気設備、開口部分を有する。	実施計画書	○	条例第5条
	火災報知器及び消火器を設置している。	設置している。	実施計画書	○	条例第7条
	乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。	必要な部屋、設備を設ける。	実施計画書 平面図		条例第28条
	保育室の面積は、乳幼児一人当たり3.3㎡以上、幼児1人当たり1.98㎡以上であること。	図面上基準を満たした床面積となっている。	実施計画書 平面図	○	条例第28条
	保育室に保育に必要な用具を設置すること。	必要な用具を設置している。	備品一覧	○	条例第28条
	屋外における遊戯に適した庭(代替施設を含む)があること。また、満2歳以上の幼児一人につき庭の面積は3.3㎡以上であること。	近隣公園(カリン公園)を代替施設とする。	実施計画書	○	条例第28条
	保育室が2階以上にあるときは、条例で規定された要件を満たしていること。	保育室は1階に設置	平面図	○	条例第28条
職員	保育士、嘱託医、調理員(業務委託、搬入する場合を除く)を配置している。	必要な職員配置を行っている。	実施計画書	○	条例第29条
	保育士は、乳児は3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児は6人につき1人、満3歳以上満4歳に満たない児童は20人に1人、満4歳以上の児童は30人につき1人を基準とし、この合計数に1を加えた数を配置すること。	必要な職員配置を行っている。	実施計画書	○	条例第29条

項目	基準	申請内容	確認資料	判定	根拠法令等
保育時間	1日8時間を原則として、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して設定している。	保育時間 7:00～19:00	保育計画	○	条例第24条
保育の内容	「保育所保育指針」に準じ、家庭的保育事業（小規模保育事業A型）の特性に留意した保育を提供する。	保育所保育指針に基づく保育計画となっている。	保育計画	○	条例第25条
保護者との連絡	保護者と密接な連絡をとる。保育内容に理解・協力を得るように努める。	子どもの状況を把握できるよう、保護者と連携する。	保育計画	○	条例第26条

条例 木津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例